

# 内閣府における「PPP/PFIの優先的検討」 及び「PPP/PFI地域プラットフォーム」 に関する取組について

(前) 内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI 推進室) 企画官  
(現) 国土交通省 総合政策局総務課 (併) 政策統括官付  
(併) 大臣官房交通需要推計室 政策企画官 (総合交通体系担当)

すずき よしひろ  
鈴木 祥弘  
いちまる ゆうむ  
一丸 結夢

内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI 推進室) 参事官補佐



## 1 はじめに

PPP/PFIは、公共施設等の整備・運営に民間事業者の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現する手法である。PPP/PFIの導入は、地域におけるビジネス機会を創出・拡大して地域経済の好循環を実現するとともに、地方公共団体の財政が厳しさを増す中で、公的負担を抑制しながら公共施設の維持管理・運営を効率的かつ効果的に実施することが期待される。このため、「PPP/PFI推進アクションプラン」(以下、「アクションプラン」という)(令和7年改定版)において、新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱としてPPP/PFIを推進することが位置付けられている。

アクションプラン(令和7年改定版)等の方針に基づき、国や地方公共団体においてPPP/PFIが推進され、アクションプラン(令和7年改定版)

に掲げる二つの目標(事業規模目標及び重点分野における事業件数10年ターゲット)は順調に進捗している(図-1)。今後も目標達成を目指し、内閣府ではさまざまな支援等を実施していく。

特に、PPP/PFIの充実に向けては、活用される地域の拡大と、各地域におけるPPP/PFIの継続的な活用が重要である。公共施設等の整備等を行う際にPPP/PFI手法を優先的に検討することを定める「優先的検討規程」など、PPP/PFI手法を積極的に検討する仕組みやPDCAサイクルの下、事後評価等を通じて手法の改善を検討する仕組みの定着を促進するとともに、PPP/PFI地域プラットフォーム(以下、「地域プラットフォーム」という)など関係者の連携の場の構築等を推進し、各地域におけるPPP/PFIの定着に取り組む必要がある。

本稿では「PPP/PFIの優先的検討」及び「地域プラットフォーム」に関する取組を説明するとともに、令和7年6月4日に改定した「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指

事業規模目標に対する進捗状況			
事業規模目標 (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度 (1年目)	令和5年度 (2年目)	合計
30兆円	3.9兆円	4.4兆円	8.4兆円
<small>※合計は小数第2位を四捨五入している関係で差異あり。</small>			
事業件数10年ターゲット(件数は累積)			
事業件数10年ターゲット (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度末 (1年目)	令和5年度末 (2年目)	令和6年度末 (3年目)
重点14分野 650件	82件 (13%)	146件 (22%)	209件 (32%)

図-1 アクションプラン(令和7年改定版)の進捗状況

針」(以下、「優先的検討指針」という)、令和7年5月12日に改定した「PPP/PFI 地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」(以下、「マニュアル」という)について、ポイントを絞って紹介する。

## 2 PPP/PFI の優先的検討の取組について

公共施設等の管理者等は、公共施設等の整備等の方針を検討するにあたって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討する仕組み(優先的検討規程)を定め、的確に運用することが求められる。内閣府では、公共施設等の管理者等が、優先的検討規程を定める場合によるべき準則を定めた優先的検討指針を策定している。優先的検討のプロセスのイメージは図-2のとおりである。

優先的検討指針は、平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～」において、「国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく」という内容が盛り込まれたことを受け、同年12月15日の民間資金等活用事業推進会議において決定されたものである。当時は人口20万人以上の地方公共団体

等に対して、平成28年度末までに優先的検討規程の策定及び運用を要請した。

その後、国や地方公共団体において優先的検討規程の策定及び運用が進み、一定程度の案件形成が確認されたため、令和3年度には、その策定対象の地方公共団体の人口規模について「10万人以上」とする改定を行って、優先的検討規程の策定と運用が進められてきた。

今年度(令和7年度)改定した優先的検討指針の内容は、地方公共団体における PPP/PFI 事業の実施状況や優先的検討規程の策定状況等を踏まえ、(1)優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象の拡大、(2)分野横断型・広域型 PPP/PFI の案件形成の促進及び(3)地域人材の育成、地域資源の活用、地域企業の参画・取引拡大・雇用機会創出、にぎわい創出、カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化、防災・減災など地域経済・社会に対し公共サービス水準の向上、経済的価値の向上及び社会的価値の向上の観点から民間事業者が創出する多様な効果(以下、「多様な効果」という)の評価の促進に関する事項を追記するとともに、(4)対象事業の基準の柔軟な設定を可能とすることで、PPP/PFI のさらなる推進を図るものである。(1)～(4)の概要は、次のとおりである。

### (1) 優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象の拡大

優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の人口について「10万人以上」を「5万人以上」とすることで、地方公共団体における PPP/PFI のさらなる導入促進を図る。

図-3に示すとおり、人口5万人以上20万人未満の地方公共団体における PFI 事業実施方針の公表件数や優先的検討規程を策定した団体数が増加しているため、その策定及び運用が求められる地方公共団体の人口について「10万人以上」を「5万人以上」とするものである。

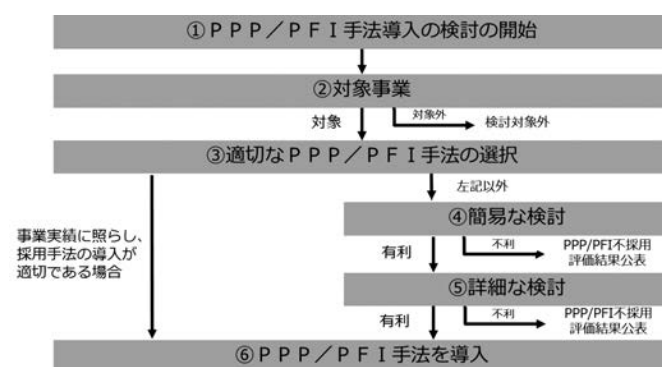


図-2 優先的検討のプロセスのイメージ

○令和6年3月末時点の優先的検討規程の策定状況とPFI事業の実施状況

		団体総数	規程策定済み		PFI事業実施方針の公表	
			団体数	割合	団体数	件数
地方公共団体	人口10万人以上20万人未満の市区	148	83	56.1%	69	114
	人口5万人以上10万人未満の市区町	237	37	15.6%	71	97
	人口1万人以上5万人未満の市町村	692	26	3.8%	111	148
	人口1万人未満の市町村	532	6	1.1%	33	37
	合計	1,609	152	9.4%	284	396

※令和6年度 PPP/PFIの実施状況等に関する調査に基づく集計結果

○令和3年3月末時点の優先的検討規程の策定状況とPFI事業の実施状況

		団体総数	規程策定済み		PFI事業の実施方針の公表	
			団体数	割合	団体数	件数
地方公共団体	人口10万人以上20万人未満の市区	152	22	14.5%	61	96
	人口5万人以上10万人未満の市区町	252	14	5.6%	58	75
	人口1万人以上5万人未満の市町村	682	9	1.3%	76	106
	人口1万人未満の市町村	522	3	0.6%	18	20
	合計	1,608	48	3.0%	213	297

※令和3年度 PPP/PFIの実施状況等に関する調査に基づく集計結果

図-3 優先的検討規程の策定状況とPFI事業の実施状況

(2) 分野横断型・広域型 PPP/PFI の案件形成の促進

優先的検討の開始時期において分野横断型・広域型 PPP/PFI の検討を促進することを追記し、分野横断型・広域型 PPP/PFI の案件形成の促進を図る。

アクションプラン（令和6年改定版）の主要事項の一つとして「分野横断型・広域型 PPP/PFI の形成促進」が打ち出され、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（以下、「骨太の方針 2024」という）においても「民間企業の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築とともに、分野横断型・広域型の案件形成を促進する」とされたために改定を行うものである。

(3) 多様な効果の評価の促進

優先的検討における簡易な検討及び詳細な検討の評価基準に多様な効果の評価を促進することを追記し、PPP/PFI のさらなる導入促進を図る。

アクションプラン（令和6年改定版）において、「コストカット型経済から脱却し、『新たな成長型経済』への移行に応じ、行政においては『歳出の効率化』、民間事業者においては『利益の創出』、住民においては『サービスの向上』という視点から推進していく必要がある」とされ、地域人材の育成、地域資源の活用、地域企業の参画・取引拡

大・雇用機会創出、にぎわい創出、カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化、防災・減災など地域経済・社会に対し公共サービス水準の向上といった、経済的価値の向上及び社会的価値の向上の観点から民間事業者が創出する多様な効果の評価を促進するために改定を行うものである。

(4) 対象事業の基準の柔軟な設定

優先的検討の対象事業の基準が「事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業※又は単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業」とされているところ、事業規模が当該基準を下回る公共施設整備事業を行う場合に柔軟に設定できるよう修正することで、PPP/PFI のさらなる導入促進を図る。

アクションプラン（令和6年改定版）におけるコストカット型経済からの脱却に係る記載や、骨太の方針 2024 における「空き家等の既存ストックを活用するスモールセッション等の普及を促進する」との記載を踏まえ、対象事業の基準の柔軟な設定を可能とする必要があるために改定を行うものである。

※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業のこと。

前述した今回の優先的検討指針の改定内容を踏

まえ、主に次の内容について、令和7年6月4日に内閣府政策統括官（経済社会システム担当）と総務省大臣官房地域力創造審議官の連名で技術的な助言に基づき通知を行った。

【主な通知内容】

人口5万人以上の地方公共団体のうち規程を未策定の団体には早急に規程を策定していただき、人口5万人未満の地方公共団体においても、必要に応じて同様の取組を行っていただきたい。

さらに、規程を策定済の地方公共団体においても、今般指針の改定内容を踏まえて、既存の規程の改定を行っていただきたい。

その際、特に、急速に人口減少が進む中、一層の歳出の効率化、不足する地方公共団体職員の補完を図るため、PPP/PFI事業において民間事業者の参入を促進するには一定の事業規模を確保することが望ましく、地方公共団体においては、類似施設・共通業務の統合による効率化を図ること又は地方公共団体間の連携による業務の効率化・補完を図る観点から、分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進が有効となる。

こうした中で、都道府県・政令指定都市等の人口の多い地方公共団体には、分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成を行う中で中核的な役割を果たすことが求められる。

**3 PPP/PFI 地域プラットフォームの取組について**

(1) 地域プラットフォームについて

地域プラットフォームとは、地域の企業、金融機関、地方公共団体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体的な案件形成を目指した取組を行う活動の場のことである。

アクションプラン（令和7年改定版）において、遅くとも令和8年度までに地域プラットフォームの全都道府県への展開を図ることとしており、令和7年6月末現在で、設置済みが43都府県、未設置が4道県である（図-4）。未設置の4道県

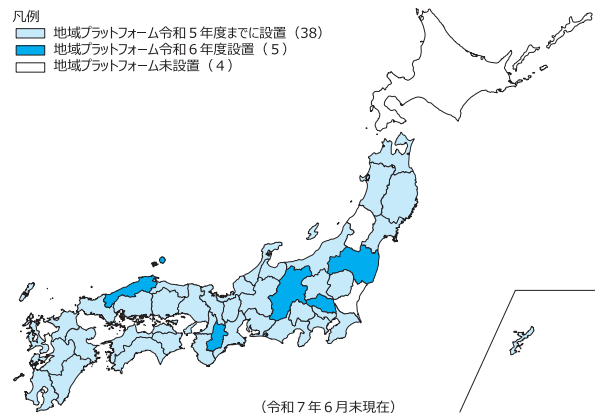


図-4 都道府県における地域プラットフォーム設置状況

については、内閣府として引き続き、設置できるよう支援していく。

地域プラットフォームの活用によって、地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度や、地域の多様な事業分野の民間企業の企画力・提案力・事業推進力の向上と、その能力を活用した案件形成の促進などの効果が見込まれる。地域プラットフォームには主に次のような機能がある。

① 普及啓発・人材育成機能

PPP/PFIの基礎的な内容や事例研究等についてセミナーを開催することや、地方公共団体職員に対し、具体的な案件形成ができる人材育成を推進することなど

② 情報発信・官民対話機能

具体のPPP/PFI候補案件について、行政からの情報提供の上、官民対話等を実施し、事業化に向け次段階へ推進することや、案件の市場性の有無、事業のアイデア提供、民間事業者の参入意向や参入条件等を意見聴取することなど

③ 交流促進機能

地元企業によるコンソーシアム組成を容易にする異業種間のネットワークを構築することなど

(2) 協定プラットフォームについて

地域プラットフォームは、地域の各主体におけるPPP/PFIに取り組む上での課題を解決するための取組を行う場として有効であることから、内

閣府と国土交通省では平成30年度から、地域プラットフォームのうち、その代表者と協定を結んだものを「協定プラットフォーム」と位置付け活動を支援している。

これは、一定の活動の実施が担保されている等の要件を満たす地域プラットフォームに対し、内閣府の職員や専門家を講師として派遣したり、地域プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援したりするなどにより、地域プラットフォームの活動を支援するための制度である。協定プラットフォームのイメージは図-5のとおりである。

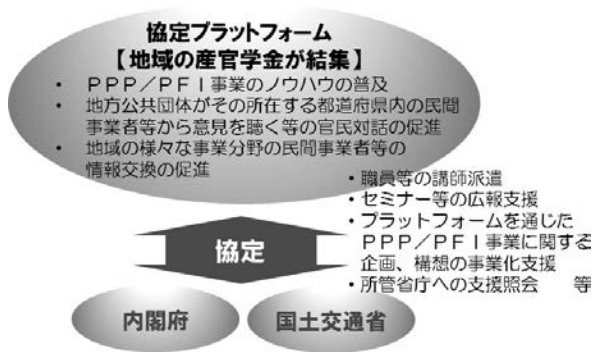


図-5 協定プラットフォームのイメージ

### (3) 地域プラットフォームへの支援について

アクションプラン（令和6年改定版）における四つの主要事項の一つ、「PPP/PFIによる地方創生の推進」の中で地域プラットフォームの効果的な運用に向けた取組が盛り込まれており、地域プラットフォームを効果的に運用し、構想段階から継続的・安定的に官民対話を行って具体の案件形成につなげる取組を支援する必要がある。この具体施策の一つとして、内閣府では調査費による「地域プラットフォーム形成・運営支援」を実施している。

「形成支援型」は、地域プラットフォームの継続的・安定的な取組実施を通じて、多様なPPP/PFI案件の形成を目指す地方公共団体等を対象に、コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの計画・設置から支援終了後の進め方の検討

までを支援するものであり、

- ・構成員の決定、活動計画策定の支援
- ・セミナー等の開催準備、企画立案、運営の支援
- ・支援終了後の継続的な運営体制構築や運営方法について助言

を行っている。

「運営課題解決型」は、継続的・安定的な運営に明確な課題があり、本支援を受ける合意形成が図られている地域プラットフォームを対象に、コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームに関する運営課題の解決策の検討・実施を支援するものであり、

- ・運営課題の解決策の検討に参考となる情報提供や助言
- ・解決策の実施のために必要な関係者との調整、資料作成、セミナー・官民対話等の運営補助を行っている。

### (4) PPP/PFI 地域プラットフォーム設置・運用マニュアルについて

内閣府と国土交通省では、地域プラットフォームの一層の形成促進及び具体の案件形成につながる効果的な運用を推進するために、マニュアルを平成29年3月に作成し、地方公共団体等が地域プラットフォームを形成・運用するにあたり必要な業務を整理し、モデル地域の取組事例を用いて具体的にその進め方を示している。

その後、令和5年度と今年度（令和7年度）にこれまでの取組実績等を反映する改定を行った。今年度（令和7年5月12日付）の改定は、前述したように、アクションプラン（令和6年改定版）における四つの主要事項の一つ、「PPP/PFIによる地方創生の推進」の中で地域プラットフォームの効果的な運用に向けた取組が盛り込まれたことを受け、地域プラットフォームを効果的に運用し、構想段階から継続的・安定的に官民対話を行って具体の案件形成につなげる取組を支援する必要から改定したものである。改定のポイントは次のとおりである。

① 地域プラットフォームの設置を支援するための主な追加事項

1) 地域プラットフォーム設置に向けての機運醸成

地域プラットフォームの円滑な始動による早期からの自立した運用を目指すため、地域プラットフォーム設置前のセミナーなどの取組内容を掲載

2) 地域プラットフォームの構成員としての参画意義の再整理

地域プラットフォームに多様な主体の参画を促進するため、大学や研究機関を含めた関係者の参画意義を再整理

② 地域プラットフォームの効果的な運用を支援するための主な追加事項

1) 自律的な運用に向けた機能拡充

官からの情報発信を踏まえた官民対話を継続的・安定的に実施していくために、地域プラットフォームの運用を段階的に発展させるための課題と対応策の例示を掲載

2) 案件形成のための情報発信に関する取組

官民対話の仕組みの強化を図るため、ロングリスト作成や活用の実務の流れを整理するとともに、実際に公表されている地方公共団体のロングリスト・ショートリストを掲載

3) 地域プラットフォームにおける工夫した取組事例の紹介

地域プラットフォームの取組事例の紹介を拡充するとともに、特徴的な取組事例についてコラム形式で掲載

③ 地域プラットフォームのさらなる活用のための主な追加事項

1) 広域型の地域プラットフォームの活用

アクションプラン（令和6年改定版）「分野横断型・広域型 PPP/PFI 事業の形成促進」が提示されたことを踏まえ、分野横断型・広域型 PPP/PFI 事業の形成促進を図る上での広域型の地域プラットフォームの有用性、広域型の地

域プラットフォームの形成方法や地域プラットフォーム同士の連携した取組を掲載

2) 官民対話の活用促進

各地域プラットフォームにおいて効果的に官民対話を実施していくため、官民対話手法の特徴の整理、民間提案制度との連携事例の紹介や地域プラットフォームの官民対話にて使用されている様式・作業フローを掲載

地域プラットフォームや地方公共団体等に対しマニュアルで情報提供を行うことで、広域型の地域プラットフォームの設置やその効果的な運用等を促進することを目指す。

各都道府県におかれては、今回改定されたマニュアルを積極的に活用していただき、広域型の地域プラットフォームの設置・運用を行うことで、地域プラットフォームの活動が都道府県内全域にわたるよう、主体的に参画いただきたい。

また、既に地域プラットフォームに参画している地方公共団体におかれては、他団体の活動事例を参考に地域プラットフォームの活動をより活発化させるとともに、具体の案件形成につなげるための、官民対話などの取組を積極的に推進いただきたい。

## 4 おわりに

生産年齢人口の減少に伴う官民の担い手・技術者の減少、公共施設等の老朽化等の課題が顕在化しており、対応は待ったなしの状況である。公共施設等の整備・管理を効率よく行い、持続可能で活力ある社会を実現するため、PPP/PFIの活用が不可欠である。内閣府では本稿で紹介した内容をはじめ、産官学金の関係者の皆さまがPPP/PFIを効率的・効果的に推進するための環境整備を今後とも進めていく。引き続き皆さまと連携を深めご協力を得ながら、PPP/PFIに関する施策を推進してまいりたい。